

令和7年11月3日

トーエイ環境株式会社
代表取締役 加藤 晃 殿

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築計画の敷地内の
土壌汚染調査結果報告書の虚偽記載について (その2)**

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民



洋光台三丁目町内会長



(印鑑省略)

前略 貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴社からの回答書の送付が期限を1週間徒過しても無かったことから、環境省への本件に係る申立ての準備に入っていたところでした。漸く、一昨日に、東京有楽町法律事務所の代理人弁護士から、「回答書兼申入書」(以下「書簡」という。)を受領しました。早速、近隣住民のメーリングリストを通じ、その内容を伝達しました。その際に、近隣住民の皆さんから寄せられた意見及び感想を、「青空を渡さない会」のホームページに、同日付で掲載しましたので、ご確認くださると幸いです。

さて、代理人弁護士から送付された書簡の記載内容には、多くの矛盾点が存在し、かつ、別便で送付された写真にも数多くの疑問点があります。即ち、代理人弁護士の見解と近隣住民の見解が大きく異なることから、計画敷地内において現場検証を実施すると同時に、現場検証後に洋光台三丁目町内会館において、今まで、貴社から送付された土壌汚染に係る4通の資料(1次調査計画書、1次調査結果報告書及び2次調査計画書、2次調査結果報告書及び除染工事策定書)の説明会を開催することを要請します。

現地を確認することから、土曜日の午後の時間帯に設定を頂ければ、近隣住民は参加できますので、土曜日の午後の候補日を2、3上げて頂くことをお願いします。近隣住民内で日程調整し、都合が良い日を通知するとともに、近隣住民として町内会館の予約を致します。

私達、近隣住民は、貴社からの上記4通の資料が送付されて以来、それぞれの資料の記載内容に多くの疑問及び疑念を抱いていました。また、記載内容が、専門的、技術的な資料のため、知識がない住民にはその内容を理解することは困難なものでした。FJネクストの代理人弁護士である仁平総合法律事務所の弁護士らに、書簡による質問を幾つかしましたが、その回答は的外れのものばかりでした。同時に20回以上に渡り、貴社が提示した資料の説明会の開催を継続して要請しましたが、にべもなく断り続けられました。

この度、漸く、貴社との連絡が取れたことから、現場検証及び説明会の場を通じ、お互いの誤解が解けることを期待します。近隣住民は、一方的に送付されてきた資料では、土壤汚染に関する不安が何一つ解消されていません。貴社が、土壤汚染調査機関として、自ら作成した資料の説明責任を果たして頂くことを、切にお願いします。

また、現場検証及び説明会の際には、試料の採取及び分析を行ったシグマジオテックに関しても、数多くの質問がありますので、シグマジオテックにおいて、本件に関係し回答可能な職員の帯同・同席を求めます。貴社の本件担当の技術管理者の出席は言うまでもありません。

なお、現場検証及び説明会を通じお互いの誤解が解けた場合は、その経過をホームページ上に掲載することとします。現場検証及び説明会の開催なしに、本件事業計画がこのまま強行突破するのであれば、ホームページ上の記載は、そのままとなります。

本書簡に対する現場検証及び説明会の開催日時の回答期日は、11月14日を厳守とします。

最後に、各近隣住民の住所の個人情報、別紙にて提供しますので、回答書は、各家庭宛て送付ください。

注) 本書簡は、個人情報を保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。なお、貴社からの回答書は、同様に個人情報を保護したうえで、ホームページに掲載することを申し添えます。